

【諮問第218号】

20川情個第34号
平成20年10月20日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申し立て
について（答申）

平成19年9月21日付け19川健函第463号で諮問のありました公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申し立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の行った部分開示処分の判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成19年7月25日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「健康福祉局の管理職約30人を動員して平成18年4月11日夕刻企画課の女子職員の机・書類等を盲人図書館の地下室に暴力的行為をもって放り込んだ物をまだ、未解決の状況下にもかかわらず、片付けなければ懲戒処分をすると通告した平成19年7月25日の伺い等」の写しの交付請求を行った。

実施機関は、平成19年7月24日付け19川健図第306号の回議書「職務命令の発出について（伺い）」（以下「回議書」という。）を対象公文書として、平成19年8月6日付けで部分開示処分を行った。

異議申立人は、平成19年8月23日付けで、「職務命令を発するには、その法的根拠、妥当性、経過、問題点等を記載した書類を添付する必要がある、その書類が開示されていない。」として異議申立てを行った（当審査会諮問第218号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成20年1月15日付け意見書及び同年4月14日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 実施機関が不開示とした、対象公文書中の「職務命令書（案）」の被命令者の役職名及び氏名部分は、異議申立人の個人情報であることから開示すべきである。他者からの請求なら是認されるが、本人に対するものを不開示とすることは納得できない。
- (2) 開示された「回議書」には「職務命令書（案）」以外に他の資料が一切添付されていないが、職務命令を発するには、それなりの理由と経過等を記載した書類を添付する必要があるはずである。その書類が開示されていない。
- (3) 職務命令を発するに至る一連の経過について、改めて資料を添付する必要がないほど周知されていたとしているが、公文書を起案する以上、一定の様式に基づき経過や問題点を分析したものを添付するのが常である。

4 実施機関の主張要旨

平成19年12月18日付け処分理由説明書及び平成20年2月18日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 不開示とした情報は異議申立人の役職名及び氏名であり、特定の個人を識別できる情報（条例第8条第1号）に該当するため不開示とした。
- (2) 異議申立人は、「職務命令を発する理由と経過等を記載した文書を添付する必要がある。」と主張しているが、本件については異議申立人に対し、職務命令の対象となっている荷物の撤去について、7月10日に口頭で命じ、その後も3回にわたり口

頭で撤去を命じたが従わなかったため、文書により職務命令を発したものである。

- (3) 職務命令の内容及び期日については職務命令書の中に明記しており、一連の経過については、改めて資料を添付する必要がないほど周知されていたため、資料を添付する必要がないと判断した。
- (4) したがって、開示した対象公文書以外に対象となる文書は存在しない。

5 審査会の判断

- (1) 異議申立人の開示請求に係る公文書は、「健康福祉局の管理職約30人を動員して平成18年4月11日夕刻企画課の女子職員の机・書類等を盲人図書館の地下室に暴力的行為をもって放り込んだ物をまだ、未解決の状況下にもかかわらず、片付けなければ懲戒処分をすると通告した平成19年7月25日の伺い等」である。そこで、実施機関は、「回議書」について、職務命令書（案）の被命令者の役職名及び氏名を不開示とした上で部分開示処分を行った。この処分に対し、異議申立人は、不開示とされた情報が異議申立人の個人情報であることから開示すべきであること、職務命令を発するにはそれなりの理由と経過等を記載した書類を添付する必要があるが、その書類が開示されていないとして、異議を申し立てたものである。そこで、実施機関が「回議書」の職務命令書（案）の被命令者の役職名及び氏名を不開示としたことが妥当か、職務命令を発する理由と経過等を記載した書類が存在するかを検討する。
- (2) 健康福祉局は、職務命令書（案）の被命令者の役職名及び氏名を不開示とした理由を、特定の個人を識別することができる情報である（条例第8条第1号）としている。職務命令書（案）は命令者にとっては、職務の遂行にかかる文書であるが（条例第8条第1号ウ）、被命令者にとっては職務の遂行にかかる文書ではない。従って、被命令者の役職名及び氏名を不開示としたことは妥当である。
- (3) 異議申立人は、不開示情報が異議申立人の個人情報であることから、個人に関する情報であっても開示すべきであると主張する。しかし、条例は、個人に関する情報は不開示とするものと定め、その個人が公文書開示請求を行った者であるか否かで区別していない。また、公文書の開示請求者が、自己の個人情報の開示を求めるのであれば、川崎市個人情報保護条例（昭和60年6月29日条例第26号）の所定の手続により開示が定められているのであるから、情報公開請求手続においてではなく、個人情報保護条例の手続によれば足りる。
- (4) 異議申立人は、職務命令を発するにはそれなりの理由と経過等を記載した書類を添付する必要があると主張し、健康福祉局は、そのような書類は作成していないとする。職務命令の内容によっては、職務命令を発する理由等の資料を添付することが必要な場合もあると考えられる。しかし、本件においては職務命令を発する理由は明らかであり、職務命令を発する理由等を記載した文書を作成し添付する必要があったとはいえないこと、職務命令を発する場合に、職務命令を発する理由等を記載した書類を添付しなければならないとする根拠規定は存在しないことから、職務命令を発する理由と経過等を記載した書類が存在するとはいえず、

他にそのような文書の存在をうかがわせる事実はない。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 小林 美智子

委員 鈴木 庸 夫

委員 高岡 香

委員 安富 潔